

業者収集ごみ搬入手数料改定周知啓発
動画①「業者収集ごみ搬入手数料改定について」

【スライド1枚目】（0秒～10秒）

業者収集の「ごみ搬入手数料」の改定について、京都市からのお知らせです。

【スライド2枚目】（11秒～39秒）

京都市では、事業活動に伴って生じたごみを、市の処理施設で受け入れる時、焼却から埋立まで、ごみを処理するための「ごみ搬入手数料」を事業者の皆様にお支払いいただいています。

ごみ搬入手数料は、ごみを排出する事業者のごみ処理料金から許可業者を通じて間接的にお支払いいただいています。

【スライド3枚目】（40秒～1分5秒）

京都市では、市民・事業者の皆様の御理解と御協力のもと、ごみの減量にあわせて経費の削減を進め、ごみの処理費用は100kg当たり約2,000円まで削減してきましたが、現在、この処理費用を手数料だけでは賄いきれず、差額を公費で負担しています。

【スライド4枚目】（1分6秒～1分35秒）

このような状況から「排出事業者責任」に基づく、手数料の適正化を図るとともに、更なるごみの減量や民間リサイクルを推進するため、現行の100kgまでごとに1,000円から10kgまでごとに150円に手数料を改定します。つまり、100kgの場合は、1,500円になります。

【スライド5枚目】（1分36秒～1分42秒）

皆様の御理解・御協力をお願いします。